

第 233 回千葉県個人情報保護審議会 会議録

1 会議の日時：平成 26 年 6 月 26 日（木）午後 2 時 30 分から午後 3 時 15 分

2 場 所：千葉県庁南庁舎 2 階会議室

3 出席者

(1) 委員：土屋 俊 会長、海野 朋子 委員、勝山 信 委員、
中曽根 玲子 委員、永嶋 久美子 委員、藤岡 園子 委員

(2) 事務局：総務部市町村課 岡本 和貴 課長、鈴木 正雄 行政班長、
藤原 慎 主査、東柳 光海 主事、
齊藤 裕子 主事

政策法務課 個人情報・相談調整班 佐藤 昇三 副主幹、
橋本 大之 主事

4 傍聴者：なし

5 議 題

(1) 議題

本人確認情報の利用事務の追加に係る「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例」の改正について

(2) 報告

平成 25 年度本人確認情報の利用状況について

6 議事の概要

土屋 会 長：議事録署名人を勝山委員にお願いする。

この審議内容について、公開で行うことが妥当であると考えられるが、公開としてよろしいか。

(各委員会から異議なし)

土屋 会 長：異議がないということで本会議は公開とする。本日、傍聴者はなしとのことだが、資料等に関しても、公開対象とする。

本日の会議では、本人確認情報の利用事務の追加に係る「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例」の改正についての検討と、平成 25 年度本人確認情報の利用状況についての報告の 2 件を行う。

最初に、「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例」の改正について、事務局の方から説明をお願いする。

事 務 局：(資料 「議題 本人確認情報の利用事務の追加に係る「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例」の改正について」を説明)

土屋会長：母子及び寡婦福祉法が改正になったということか。また、同法の名
称も改正になったということか。

事務局：そのとおりである。

土屋会長：平成 25 年度の本人確認情報の利用状況について、母子及び寡婦福
祉法による事務の利用件数は 0 件にも関わらず、父子福祉資金の貸
付けに係る債権の管理に関する事務の住基ネット利用件数を 30 件
としている根拠は何か。

事務局：平成 25 年度における母子及び寡婦福祉資金の貸付けに係る債権の
管理に関する事務については、住民票の写しの公用請求を約 150 件
行っており、事務自体がなかったということではない。住基ネット
を使わず、住民票の写しの公用請求を行った理由についてであるが、
条例の施行までに、事務処理の流れを定めた「千葉県母子寡婦福祉
資金事務取扱要領」を改正し、住基ネットの利用による事務処理を
規定することが間に合わなかったためである。

件数について、父子福祉資金の債権管理件数は約 600 件位と見込ま
れている。母子寡婦福祉資金について、現在約 3,000 件の債権を管
理しており、約 150 件の住民票の写しの公用請求による住所調査を
行っていることから、同じ割合で住民票の公用請求を行うものと想
定し、約 30 件の住基ネットの利用を見込んでいる。

土屋会長：資料 4 の「本人確認情報の保護に係る研修及び監査の実施に
ついて」の中で、書面監査と現地監査の主な指摘事項というのが二
つとも同じになっているが、これは、書面監査の時も、健康福祉部
保険指導課と環境生活部県民交流・文化課が指摘されているという
ことか。

事務局：書面監査で指摘事項があった所属は、本庁だけではなく出先機関に
もあったが、現地監査の指摘事項があった所属とは別の所属である。

土屋会長：この主な指摘事項にもあるが、情報セキュリティ関係の規程では、
「鍵のかかるところに保管」と定めているケースが多いが、実際の
ところ、「鍵のかかるところ」というのは少ないのではないか。実効
性がないのであれば、問題であると思う。

土屋会長：特に御意見も無いようなので、この諮問に対して適当なものと認め
る方向で答申したいと思うが、よろしいか。

(各委員会から異議なし)

答申の事務局案について、説明をお願いします。

事務局：(答申の事務局案を説明)

土屋会長：これについて意見はあるか。

(各委員会から意見なし)

土屋会長：特に意見がなければ、これを元にして答申を作るということにして、最終的な字句に関しては、会長一任とさせていただく。

次に平成 25 年度の本人確認情報の利用状況について、報告をお願いします。

事務局：(資料「報告 平成 25 年度本人確認情報の利用状況について」を説明)

土屋会長：前年と比較してどうか。

事務局：旅券発給事務に係る利用件数が減っていると記憶しているが、全体については、手元に去年の数字がない。

中曽根委員：利用件数のない事務が多いが、これは対象者が非常に狭いという理由なのか、それとも住基ネットを使わないで、他の方法で本人確認情報を確認しているからということなのか。

事務局：事務が発生しなかったため、本人確認情報の利用がなかった。具体的には、例えば 2 ページ目の 26 番の、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に基づく登録廃棄物再生事業者の登録事項変更に関する事務や、29 番の小規模産業廃棄物処理施設の設置許可に係る事務については、法人の事業者からの申請はあったが、この条例で対象としている個人の事業者からの申請がなかったため、本人確認情報の利用もなかった。その他、同じ廃棄物指導課の 30 番、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則に基づく再生利用業に係る変更に関する事務については、そもそも申請がなかったため、本人確認情報の利用もなかった。

土屋会長：本条例の制定時の審議のときに、千葉県は利用事務数が多いが、もう少し限定的に利用事務を選定している自治体もあるので、どちらが良いのかという点が議論になったと思う。それほど利用がない事務にまで住基ネットを使えるようにすることによって、個人情報の漏えいや、本人確認情報の不当な使用が生じやすくなる可能性が生じる恐れもあるのではないかと思われるが、当面は様子を見ていくしかないと思う。個人情報の流出等があったということはないか。

事務局：個人情報の流出はなかった。

昨年度機器の更新を行い、操作者の認証方式について、操作者識別カード方式から生体認証方式に変更を行った。これまでは、カードを紛失すると、そのカードにより本人確認情報にアクセスができる

可能性があったが、生体認証方式になったので、指定された操作者以外が使用するということが一切なくなり、その点でのセキュリティ対策は図られたところである。今後は、操作者のコンプライアンスを徹底していくことが重要と考えている。特に、利用件数が非常に少ない所属の職員は、機器の操作に慣れていないので、誤って不適切な利用が起こらないように、研修を十分に行っていく必要があると考えている。

利用状況については、去年始まったばかりというところもあるので、今後状況を見ていく必要があると思っている。

議事録署名人

土屋 俊書

議事録署名人

勝 山 信書